８ 盛 環 号 外

令和８年11月11日

見積参加希望者　各位

（盛岡市内に本社または営業所を有する「防災用品」の有資格者）

盛岡市長　内　舘　　茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

１　随意契約見積対象事項

(1) 件　　名　　ドローンの購入（その３）

(2) 品名・規格・数量等　　別紙内訳書のとおり。

(3) 納入場所　　環境部環境企画課（盛岡市若園町２番18号　盛岡市役所若園町分庁舎２階）

(4) 納入期間　　契約締結日の翌日から令和８年12月28日まで

２　契約条項を示す場所

盛岡市環境部環境企画課

３　見積書提出の日時及び場所

(1) 令和８年11月20日（金）　午前10時から午後４時まで

(2) 盛岡市役所若園町分庁舎２階　環境企画課

執行即時開封

４　見積書の提出方法

見積書は、３ (1)の日時に３ (2)の場所に設置する見積箱に投函すること。

郵便による見積は、認めない。

５　契約書作成の要否

要　物品購入契約書による。（契約金額が50万円以下の場合は省略）

6　その他

(1) 見積回数

１回とする。(ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第７第１項によるものとし一括総額で作成すること。決定も一括総額とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110分の 100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第９に該当する見積は無効とする。

(4) 同等品の取り扱いについて

同等品による見積を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、令和８年11月17日（火）正午までに環境企画課まで申請すること。審査で合格しない製品での見積は無効とする。

(5) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び内訳書等に関する事項についての質問は、令和８年11月17日（火）正午までに電子メールにより環境企画課あて提出すること。質問に対しては、見積対象業者に電子メールで令和８年11月19日（木）正午までに回答する。

電子メールアドレス　kankyou@city.morioka.iwate.jp

盛岡市環境部環境企画課　Tel 019-613-8419、FAX ：019-626-4153

【連絡先】
盛岡市　環境部　環境企画課　環境保全係
担当：澤田（さわだ）
電話：019-613-8419（直通）
FAX ：019-626-4153
E-mail：kankyou@city.morioka.iwate.jp